

## 島根県人権施策推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 島根県における人権施策の推進に関する基本的な方向や、施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、島根県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 「人権施策推進基本方針」の策定に関すること。

(2) 「人権施策推進基本方針」に基づく施策の取組みに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか島根県の人権施策推進に係わる重要な事項に関すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、提言することができる。

### (組織)

第3条 協議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第7条 協議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が協議会に諮って行う。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境生活部人権同和対策課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成11年7月29日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。